

自然災害における登下校時刻の変更・休校等の対応について

	判断材料・判断基準	判断	遅れ登校・休校等の措置	連絡方法
台風・大雨	・報道等の台風情報（大雨警報，洪水警報，台風の予想進路，通過予想時刻，予想雨量等）をもとに状況を見て判断する。	教育局	※教育局と校長会が連携を図り対応を検討 ①遅れ登校 ②早帰り ③休校	○学校に教職員がいる場合 教育局 → 各学校（メール等） → 保護者（学校HP及び緊急メール等） ○学校に教職員がいない場合 教育局 → 校長会長 → 校長会連絡網で各学校長（各学校）→保護者（学校HP及び緊急メール等）
雪	・報道等の降雪情報（大雪警報，降雪・積雪予想等）をもとに状況を見て判断する。	教育局 各学園	※教育局と校長会が連携を図り対応の方向性を検討 ○休校の場合 教育局で一斉判断 ○早帰り・遅れ登校の場合 学園ごとに判断	【休校の場合】 ○学校に教職員がいる場合 教育局 → 各学校（イントラメール） → 保護者（学校HP及び緊急メール等） ○学校に教職員がいない場合 教育局 → 校長会長 → 校長会連絡網で各学校長 → 保護者（学校HP及び緊急メール等） 【早帰り，遅れ登校の時】 ○ 学園ごとに判断し保護者に連絡 ※ 学園の対応内容を教育局に報告

※ 台風・大雨・大雪等の荒天時等で、登校は危険と判断し、遅れて登校した場合には『遅刻扱い』にはならない。

自然災害等における休校等の判断をした時の連絡体制

【教育局が判断した場合】

教育局 → 各学校 → 各保護者

【学園ごとの判断の場合】

各学園長 → 学園内各学校 → 保護者
↓
教育局